

発議第4号

主要農作物種子法にかわる福岡県独自の条例制定を求める意見書

主要農作物種子法は、1952年に制定され、日本の農業、食の安全を守ってきました。同法のもとで、稲・麦・大豆の品種開発と安定供給のために国や都道府県の公的役割が明確にされ、稲・麦・大豆などの主要農作物の種子の生産・普及のための施策が実施されることで、農業者には優良で安価な種子が、消費者には安心でおいしい米などの農作物が安定的に供給されてきました。

しかし、2018年4月1日付で、国会において種子法が廃止されました。同法の廃止によって、都道府県が行ってきた種子の改良や安定供給の取組みに法的な裏付けがなくなり、今後、稲などの種子価格の高騰や、地域条件等に適合した品種の生産・普及などが衰退するのではないかという不安が広がっています。さらに、地域の共有財産である種子を民間に委ねた場合、長期的には外資系事業者の独占や、改良された新品種に特許がかけられ、日本の種子市場が支配されていくことも懸念されています。

これは、我が国の食の安全・安心、食料主権が脅かされることにつながり、県民にとっても大きな問題です。

種子法廃止法案の可決に当たっては、種子法が主要農作物種子の国内自給及び食料安全保障に多大な貢献をしてきたことを鑑み、優良な種子の流通確保や都道府県が引き続き種子生産等に取り組むための財政措置のほか、特定企業による種子の独占防止などについて、万全を期すことを求める付帯決議がなされています。

よって、福岡県においては、現行の種子生産・普及体制を生かし、本県農業の主要農作物の優良な種子の安定供給や品質確保の取組みを後退させることなく、農業者や消費者の不安を払拭するために、種子法に代わる県独自の条例を制定されるよう強く要望します。